平成２３年（フ）第１６１７号
福岡県筑紫郡那珂川町後野２丁目１番２―703号　インプレスアクア那珂川
債務者　長澤　愼一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６３０号
福岡市南区井尻２丁目33番27号
債務者　一色　慶子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６３４号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番９―104号
債務者　平松　大三
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６６０号
福岡市博多区井相田３丁目23番１―202号
債務者　有村　由美（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６６９号
福岡市城南区七隈５丁目17番６―201号
債務者　荒尾　辰範
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９３号
福岡県大野城市雑餉隈町３丁目２番５号アイランドコーポⅠ―201号
債務者　山崎　英一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７３７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4870番地７大産篠栗ビル602号
債務者　横山　立子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３５号
福岡県久留米市御井旗崎４丁目４番16―602号
債務者　沖田　千恵
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１０号
佐賀県杵島郡白石町大字牛屋3381番地１
債務者　東嶋　智美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１２０号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦845番地５
債務者　川畑　沙織
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１２１号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦845番地５
債務者　川畑　龍司
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１３１号
長野県松本市波田5556番地３　パレスモモセB102号
債務者　釘町　ゆり
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１７３号
長野県松本市大字岡田松岡124番地１
債務者　髙木　功吉
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１７４号
長野県松本市大字岡田松岡124番地１
債務者　髙木留美子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１９１号
長野県塩尻市大字北小野2958番地
債務者　山田さか江
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２０１号
長野県松本市梓川上野648番地５
債務者　上條　貴子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２０３号
長野県安曇野市明科七貴4665番地28
債務者　徳竹　　猛
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２１５号
長野県松本市波田5238番地10　コーポただち201号室
債務者　藤原ちとし（旧姓上條）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで　長野地方裁判所松本支部